

香川県介護保険施設等指導実施要綱

第1 目的

この指導要綱は、香川県が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条の規定又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第24条の規定による質問など及びそれに基づく措置として、居宅サービス、施設サービス、介護予防サービス（以下「介護サービス等」という。）を行った者又はこれを使用する者に対して行う保険給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護報酬の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下、「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、介護保険施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）（以下「平成27年改正省令」という。）第5条による改正前の「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」（以下、「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「サービス事業者等」という）に対し「香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」（平成24年香川県条例第52号）第3条第1項に規定する基準（同条例別表第1の10の項に掲げる「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号）、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成30年厚生省令第5号）、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第41号）、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運

営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)、平成27年改正省令第2条による改正前の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」、旧指定介護予防サービス等基準、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)」並びに「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)」、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)」、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)」、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)」及び「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成27年厚生労働省告示第93号)等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

第3 指導形態等

指導の形態は、次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、県が指定、許可の権限を持つサービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じて実施場所及び対象者を選定し、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

集団指導の実施内容については、保険者に対しても周知する必要があることから、市町に対して案内をする。

2 実地指導

実地指導は、次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

(1) 県が単独で行うもの(以下「一般指導」という。)

(2) 県及び厚生労働省又は市町が合同で行うもの(以下「合同指導」という。)

第4 指導対象の選定

指導は、全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から選定については一定の計画に基づいて実施する。

1 集団指導の選定基準

集団指導の選定については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

2 実地指導の選定基準

(1) 一般指導

ア 一般指導は、毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、次に示す頻度においてサービス事業者等を選定する。

- ・ 居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者については、指定更新を受けるまでに少なくとも1回実施する。

- ・ 新規に指定を受けた事業者に対しては、概ね指定後6か月以内を実施する。
 - ・ 施設サービス事業者については、概ね2年に1回実施する。
- イ その他、県が特に一般指導を要すると認めるサービス事業者等を対象に実施する。
- (2) 合同指導
合同指導は、一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

第5 指導方法等

1 集団指導

(1) 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、対象者、指導内容等を、原則として電子メールにより当該サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、配布資料を後日手渡しする等、必要な情報提供に努めるものとする。

2 実地指導

(1) 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- ・ 実地指導の根拠規定及び目的
- ・ 実地指導の日時及び場所
- ・ 実地指導担当者
- ・ 準備すべき書類等

(2) 指導方法

実地指導は、運営指導及び報酬請求指導を介護サービス事業者等の所在地において、面談方式により行う。

(3) 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(4) 報告書の提出

当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

(5) 過誤調整を伴う場合の保険者への情報提供

指導の結果、過誤調整が生じる場合は、その内容について、別紙により保険者へ情報の提供を行うものとする。

(6) 指導結果の管理

実地指導の結果については、別紙により管理するものとする。

第6 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「香川県介護保険施設等監査実施要綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

第7 指導における連携

県と市町は互いに連携を図り、定期的に連絡協議会を開催するなどして、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び実地指導の実施に努めるものとする。

附 則

- この指導要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この指導要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この指導要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この指導要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- この指導要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この指導要綱は、平成30年4月1日から施行する。